

犬山城下町

まちなみ便り

R5. 2号
発行：犬山市

犬山市景観計画の改訂のため、皆さんのご意見を募集します。

景観を取り巻く課題と計画の改訂

「犬山市景観計画」の策定から5年が経過する中、人々のライフスタイルや社会経済状況は変化し、また建築物の工法や素材などの新商品が販売され、昨今では景観づくりのルールが新たな建築物の形態意匠に合致せず、基準の形骸化が課題となっていました。

特に、犬山城下町においては、東海地方を代表するような観光地になったものの、まちなみ景観の調和を崩す誘客第一の屋外広告物の氾濫などが歴史的なまちなみの様相を徐々に変化させる要因にもなりつつあります。

また近年では、エネルギーの安定供給の観点や導入のしやすさなどから企業や個人宅において普及している

お知らせ 城下町で建築物の工事をするとき

城下町では全ての建築物について新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更をするときは着手の30日前までに届出が重要です。

城下町における建築物の景観づくりのルールの変更点

城下町では歴史的な趣が感じられる建築物や門塀については保全、修景を行い、新たに建てられる建築物に対しては周囲の歴史的なまちなみ景観との調和に配慮することが重要です。

これらを踏まえ城下町の街並み景観を保全するために順守すべきルールと努力すべきルールを明確にしました。次のルールは順守すべきルールとしています。

- 周囲の歴史的なまちなみ景観との調和に配慮し、外観に用いる色は落ち着いた低彩度のものを用いる。
- 高さの最高限度は13メートルとする。

また、時代の変化に対応するため新たに次のルールを追加しました。

- 夜間において、過剰な照明やサインなどは控え、周辺の景観と調和するように配慮する。
- 太陽光パネルは道路から見えない部分へ設置するよう努め、屋根勾配と一体となるよう工夫し、建築物の一体性を保つよう配慮する。

犬山市景観計画（素案）パブリックコメント

作成した犬山市景観計画の素案について、皆さんからの意見を募集します。いただいた意見は取りまとめの上、回答と合わせて市ホームページと都市計画課で公表します。

募集期間：2月15日(水)～2月28日(火)

公表場所：市役所1階ロビー、2階都市計画課、各出張所、市図書館で閲覧、市ホームページ(ページ番号1009585)に掲載)

意見提出：期間中に住所、氏名・意見を記入して、都市計画課か各出張所に直接提出するか郵送、ファックス、Eメールで都市計画課(Fax44-0366 Eメール080100@city.inuyama.lg.jp)へ



その他城下町での景観配慮の取組みについて

城下町では建築物以外にも景観に影響を及ぼすものがあります。次のものについては新たに配慮事項を設けました。

キッチンカー・イベントテント

● 常設は控え、周囲のまちなみ景観に影響を与えないように配慮を行い、広告物なども道路側への設置は控える。

自動販売機

● 周囲の歴史的なまちなみ景観と調和した意匠とし、色彩は落ち着いた低彩度のものを用い、通りからの見え方に配慮する。



第2回屋外広告物パトロールを実施！

犬山城下町の屋外広告物景観の保全のため、広告物アドバイザー石井氏、夏目氏の協力を得て、令和4年10月29日に2回目の城下町の現地確認を実施しました。

広告物を出している店舗へはガイドラインの周知及びアドバイザーからの提案についてのチラシの配布を行いました。

また、屋外広告物について相談を受けている店舗へ訪問し、屋外広告物の配置や店内の見せ方などの提案をしていただきました。

屋外広告物の設置の時には、屋外広告物アドバイザーからの提案をいただくこともできますので、ぜひ都市計画課までご相談ください。



犬山城下町のこれからは皆さんと共にあります。皆さんの思いを、ぜひお寄せください。

■ 発行 令和5年2月
 ■ お問合せ
 犬山市 都市計画課（市役所2階）
 TEL：0568-44-0331

犬山城下町屋外広告物ガイドラインについて

城下町に相応しい屋外広告物のルールをまとめた「犬山城下町屋外広告物ガイドライン」作成から3年が経過しました。

ガイドラインを参考に城下町のまちなみ景観と調和するような屋外広告物を設置している店舗も増えてきました。



上記の写真はポップを見やすくまとめている事例です。

看板をすぐに変えることは難しいですが、ポップなどをまとめたり、設置位置を変えたりできるところから始めてみませんか。

城下町の景観を守るだけでなく、道行く人々がお店に入りたくなるような、写真を撮りたくなるようなお店作りをしていきましょう。